

報道関係者 各位

平成 25 年 12 月 26 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長補佐 鈴木 義弘（内線 7925）

在宅保育係長 坂部 太一（内線 7947）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2542

田村厚生労働大臣から保育士確保に関するメッセージ ～保育所入所待機児童解消のために、保育士の皆さんの力を貸してください～

田村厚生労働大臣からの保育士確保に関するメッセージを公表致します。

厚生労働省では、待機児童解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいるところですが、このプランの推進のためには保育士の確保が重要です。

今後も厚生労働省として保育士確保に関する施策を推進するとともに、保育士確保に関する広報にも取り組んでいきます。

参考：厚生労働省において取り組んでいる広報

○保育士確保に関するラジオ放送（政府広報）（平成25年11月放送）

http://www.gov-online.go.jp/pr/media/radio/n_nippon/sound/20131116ie.php

○厚生労働省twitterによる情報発信（平成25年12月から随時発信）

<https://twitter.com/MHLWitter>

○インターネット動画の配信（政府広報）（平成26年1月を予定）

○この他、今後も保育士確保に関する広報の取り組みを実施

保育士資格をお持ちの方、保育所入所待機児童の解消のために
その力を貸してください



厚生労働大臣の田村憲久です。

平成25年4月現在で、2万人以上の子どもが保育所に入ることができない状況です。この待機児童解消のため、今、保育士の皆さんの力が必要です。ぜひ、その力をお貸してください。

厚生労働省では、平成29年度末までに待機児童を解消するため、「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいます。このプランは、平成25年度と26年度の2年間で20万人分の保育の受け皿を整備し、平成27年度から29年度末までの3年間でさらに20万人分、合計で40万人分の保育の受け皿を整備するというものです。しかし、保育所などの保育の受け皿が整備されても、保育を支える保育士がいなければ、保育は行えません。

保育士資格は持っているけれど、今、保育士として働いていない皆さん。待機児童解消のために、その資格・能力を保育所で発揮してください。都道府県等の保育士・保育所支援センターやハローワークで、保育所などの紹介をしていますので、ぜひ、お訪ねください。都道府県などにおいては復職前の実技研修を実施していますので、ブランクがあっても安心して復職できます。

保育所などの施設・事業所の皆さん。保育を支える保育士の確保に大変ご苦勞されていると承知しております。地方自治体においても保育士確保のための様々な施策を実施しておりますが、厚生労働省としても保育士の処遇改善を進めるとともに、都道府県労働局・ハローワークにおいて、最大限の支援をさせていただきます。保育士の確保にお困りの場合は、お近くの保育士・保育所支援センターやハローワークに、ぜひ、ご相談ください。

保育士養成施設の皆さん。保育士になるため日々勉学に励まれている学生に対してはもちろん、卒業生に対しても、ホームページや広報誌などを通じて、「今、保育士が強く求められている」というメッセージを、ぜひ、発信してください。また、保育に携わる事業者の皆さんも、同様に、保育士の必要性を発信してください。

どうか、1人でも多くの児童を保育できるよう、ともに、待機児童の解消に取り組んでいきましょう。

厚生労働大臣
田村憲久